

新訂

懲戒  
事例が  
教える

# 弁護士心得帖

べんごしこころえちよう

職務遂行において「**やってはいけないこと**」がわかる！  
弁護士のための法曹倫理の指南書！



弁護士  
飯島純子  
著

〔体裁〕 A5判 / 436頁 〔定価〕 3,850円（本体：3,500円＋税10%）

## 本書の特長

其の壹

過去10年間に発生した約1,000件の懲戒事例を収録！

其の貳

集客段階から業務終了後まで、弁護士の  
仕事の流れに沿って懲戒事例を分析・解説！

其の参

懲戒請求から身を守り、弁護士が  
より良い仕事を続けるための手がかりとなる一冊！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 約1,000件もの懲戒事例を、仕事の流れに沿って整理・分析！

## 目次(抜粋)

序章

- 懲戒公告について
- 懲戒請求について
- 本書の構成

第1章 集客・受任段階

- 虚偽の宣伝広告等をしていないか
- 非弁提携・勧誘・周旋等の禁止
- 依頼者をめぐる問題
- 委任契約の最初にすること(受任の認諾)
- 委任契約書の作成、受任にあたり説明すべきこと
- 不当な事件の受任
- 利害関係に気を付けよう

第2章 業務遂行段階

- 怠慢・先延ばし・放置
- 依頼者に対する裏切り
- プロとして不適切な行為
- 他弁護士への攻撃・不利益行為
- 監督責任・丸投げ
- 業務に関連する違法行為
- 金銭トラブル

第3章 業務終了後

- 業務終了後(辞任・解任も含む)の報告・説明
- 業務終了後の金銭・預り品をめぐる問題

第4章 公正な立場を忘れるな

- 国選弁護士、付添人
- 遺言執行者
- 成年後見人、後見監督人、保佐人
- その他(不在者管財人等)

第5章 弁護士会員として

- 会費未納
- 届出懈怠
- 指導無視、呼び出し無視、不誠実態度
- 業務停止中の業務
- 研修受けず(研鑽せず)
- その他(二重事務所や複合事案)

第6章 社会人として問題あり

- 自己中心的行為(迷惑行為)
- 異性・セックスがらみ、セクシュアル・ハラスメント
- パワー・ハラスメント、従業員への不当な行為
- 刑事事件など

第7章 分類できない事案

- 戒告事案
- 業務停止事案
- 退会事案
- 除名事案

第2章 業務遂行段階

### 2-1 怠慢・先延ばし・放置

基本規程35条は「事件を受任したときは、速やかに着手し、遅滞なく処理しなければならない」と定める。  
受任した弁護士が通常行う事項は以下のとおりである。

- 依頼者や関係者からの聴取
- 依頼者手持ちの資料の検討
- 新たな資料の収集(通常は誰でも取得できる公の書類や(法人や不動産についての法務局発行)法23条の2に基づく照会による入手)
- 現場の確認(交通事故の現場、争争の対象不動産等)
- 法令、判例の調査
- 方針の確定(交渉、調停、保全処分、提訴等)

このように弁護士としては結構事前にしなければならないことがあるため、基本規程が定める「速やかに着手」というのは依頼者が依頼する調停申立てとか提訴といった具体的な行動を指すものではなく、上述したような事前準備を指すものと考えられる。このような事前準備を経て依頼者の目的を達成すべき具体的な行動を起こすことが弁護士として大切なことである。いずれにしてもこの具体的な行動を起こすまでには結構な時間がかかるのが普通で、一律に時間を決め、期限を区切ることはできない。それは事件にももちろんそうであるからといって、いつまでも時間をい。自ずと一定の区切りはあるものである。その限度を越えてしまうと怒ってしまうであろう。

本章では①事件処理を行わない、②事件処理を行わずに調停申立てをしない、③事件処理を行わない上に、結果として依頼者の利益を損なうなどの4つに分類したものを紹介する。

◇2-1-1 事件処理をせず

弁護士は往々にして忙しい人が多い。また、受任した事件ばかりではではないため、どうしても時間がなかなか取れないという状況がしばしば発生し、結果として依頼者の利益を損なうという事案が少なくない。懲戒処分となつて

2-1 怠慢・先延ばし・放置

てから、数か月放置していたものから、13年以上も放置していた事案があった。戒告の処分が多いものの、事案によっては、業務停止とされているものもある。

**数か月〜3年未満事案処理をしない事案** (戒告 15.10.23 自正67.2.87)

Yは、Xから、Aを被告とする不当利得返還請求等の訴え提起を受任したが、Xから度々上記訴え提起の催促を受けていたにもかかわらず、解任されるまでの約2年半以上の期間にわたって、上記訴えを提起しなかった。

(コメント)

事案によっては、訴訟をするにしても、難しい事案などもあり、訴え提起まで時間がかかるものもある。そうだとすれば、依頼者に対してはどのくらいの時間がかかるかの見通しをきちんと告げた上、必要があれば依頼者と打合わせを行って、事件処理を進めていくべきである。事件処理ができないのに、それを黙っていることが一番まずいといえよう。

(戒告 12.12.5 自正64.3.130)

Yは、Xから、損害賠償請求の相談を受け、時効が完成する前までに訴訟を提起すると約束して損害賠償請求事案を受任したが、同日までに訴状を提出せず、時効期間を経過した。

また、Yは、Xに対し、上記の継続的な暴行について訴訟を提起することを約束したが、約2か月20日訴訟を提起しなかった。

(戒告 16.4.21 自正67.8.105)

Yは、自己が代表社員である弁護士法人がXから2つの交通事故に係る損害賠償請求事案について、弁護士法人が雇用するA弁護士に主に担当させてA弁護士と処理方針を協議しながら事件の処理を行っていたが、A弁護士が退職した後、Xが賠償金の早期取得を希望していることを承知しながら、事件解決に向けた活動を格別行わず、特病により十分職務できない事情を説明して辞任する等の措置も講じず、Xと直接協議する機会を持たないまま事務員に対応を委ね、その後、Xから2回目の交通事故に係る損害賠償請求事案は他の弁護士に

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
新訂 懲戒事例が教える 弁護士心得帖 [077107]	定価3,850円(本体3,500円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

**ご住所** \_\_\_\_\_

**事務所名** \_\_\_\_\_ 公用 私用

フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

**ご氏名** \_\_\_\_\_ 様  E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印